平成２８年（フ）第５４７号
大阪市北区中津６丁目９番13号　ハル北梅田501号室
破産者　村松　賢一
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５７号
大阪府豊中市城山町３丁目１番46―205号
破産者　佐藤　　茂
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０２号
大阪府東大阪市東山町６番31号、開始決定時大阪府東大阪市鷹殿町23番15号
破産者　阿部　智弘
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１１号
大阪府池田市渋谷２丁目４番４号　サントラピーヌ２Ｂ
破産者　富田　博康
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３３号
大阪府池田市新町１番９―501号
破産者　平石　耕士
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８８号
大阪市住吉区杉本１丁目５番22―606号
破産者　佐藤　雄樹
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５５号
大阪市東淀川区豊里６丁目21番21号
破産者　青山　重久
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７５号
大阪府門真市岸和田３丁目３番５号
破産者　介護タクシーティーダこと　馬場　進
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９０７号
大阪市浪速区下寺３丁目10番11号
破産者　土岐　清次
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１５号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅14―705号
破産者　磯村　弘子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５６号
大阪市中央区島之内１丁目16番22―404号
破産者　住谷三代子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６号
神戸市長田区浜添通１丁目３番12号
破産者　豊福　　整
成年後見人　福田　大祐
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４号
岡山県津山市椿高下101番地１　グランディオス椿高下702号、前住所岡山県津山市小田中1418番地５　後藤アパート８号
破産者　スナックわ佳こと　堀井　三佳
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７８号
岡山県津山市日上665番地３
破産者　下平　夏生
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第７４号
徳島県板野郡松茂町長原93番地
破産者　柏**原**　興平
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
北海道紋別郡遠軽町宮前町１番地43
破産者　斉藤　順一
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
岩手県滝沢市穴口60番地１　３ＲＤ　ＳＥＩＹＯ　Ａ棟101号
破産者　菊池　美香
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３９号
秋田県湯沢市田町１丁目３番７号
破産者　阿部　翔太
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部